

(お知らせ)
避難区域等における沢水モニタリングの測定結果について
(平成 25 年 12 月 ~ 平成 26 年 3 月採取分)

< 福島県政クラブ同時発表 >

平成 26 年 4 月 25 日(金)
環境省水・大気環境局
放射性物質汚染対策担当参事官室
代 表:03-3581-3351
直 通:03-5521-9260
参 事 官:森下 哲(7501)
参事官補佐:柳田 貴広(7526)
担 当:西迫 里恵(7528)
担 当:佐藤 滋芳(7539)
水環境課
直 通:03-5521-8316
課 長:宮崎 正信(6610)
課長補佐:長澤 沙織(6614)

環境省では、避難区域等の住民の不安解消に向けた対策の一環として、平成 24 年 12 月より、住民が飲用する沢水のモニタリングを実施しているところです。
今般、平成 25 年 12 月 ~ 平成 26 年 3 月の測定結果について取りまとめましたので、公表します。

1. 調査概要

(1) 調査対象

福島県内の避難区域等のうち、要望のあった 9 市町村(飯舘村、大熊町、葛尾村、川内村、川俣町、田村市、浪江町、楡葉町、広野町)において住民が飲用する沢水です。

(2) 調査内容

調査対象 155 箇所の沢水を採水し、放射性物質濃度(放射性セシウム(Cs-134、Cs-137))の測定を実施しました。

2. 結果概要

調査箇所のうち、平成 25 年 12 月 ~ 平成 26 年 3 月に採取を行った約 1,200 検体を検査したところ、飯舘村 2 検体(2 地点)、葛尾村 6 検体(1 地点)で放射性セシウムが検出(Cs-134: 不検出 ~ 1.3Bq/L、Cs-137:1.3 ~ 2.4Bq/L)されましたが、その他の地点、検体では不検出(検出下限値:1Bq/L)でした。

なお、放射性セシウムの検出が見られた検体について、孔径 1 μ m のガラス繊維ろ紙によりろ過し、再度測定した結果、放射性セシウムは不検出(検出下限値:1Bq/L)でした。

< 参考 1 >

- ・食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準(飲料水)(平成24年3月15日厚生労働省告示第130号)
放射性セシウム(Cs-134、Cs-137 合計):10Bq/L
- ・水道水中の放射性物質に係る目標値(水道施設の管理目標値)(平成24年3月5日付け健水発0305第1号厚生労働省健康局水道課長通知)
放射性セシウム(Cs-134、Cs-137 合計):10Bq/L

< 参考 2 >



○採水地点の例(川俣町)



○自動採水装置の設置例(葛尾村)

< 参考 3 >

前回公表(平成26年1月24日)した沢水モニタリング測定結果の概要

- ・平成25年9月~11月における調査箇所は、約170箇所。
- ・期間中に採取した約1,200検体のうち、15検体で放射性セシウムを検出(Cs-134:不検出~3.1Bq/L、Cs-137:1.1~6.8Bq/L)、その他はすべて不検出。

3. その他

市町村ごとの測定結果については、下記ホームページ上にも掲載しています。

http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-mr.html